

重点分野「従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行」の検討状況

資料2

指摘事項	回答省庁	指摘事項に対する回答
<p>1</p> <p>【1】9/19の第2検討チームにおける指摘事項 自治体に対して、本年3月末に「可能な限り平成29年秋頃から電子入力を用いた運用を開始できるよう」対応を依頼した結果について、早急に調査すべきである。また、標準様式を広く普及させるため、本日の審議(参考資料等)を踏まえて、事業者にとって一括処理が可能であり、かつ、自治体の複数の選択(追加項目等)にも対応できるよう標準の様式を見直し、改めて自治体に対して再度通知を出すべきである。具体的な調査方法、見直し内容及び対応スケジュールを示されたい。</p> <hr/> <p>【3】再依頼事項 上記回答①及び②について、2017年内に自治体に依頼を行った内容(文書)及び調査結果について御教示ください。 また、上記回答③について、調査結果等を踏まえた標準の様式の見直しを含む必要な対応に係る方針について、2018年3月までの基本計画の改定において記載をお願いします。</p>	<p>内閣官房 内閣府 厚生労働省</p>	<p>【2】左記指摘に対する回答(11/30の第2検討チームにて報告) ①本年3月に通知した「電子入力対応様式を用いた運用」及び本年8月に通知した「標準の様式の活用」について、年内に、現在の活用状況、今後の活用予定等に関する調査を自治体に依頼する。 ②また、当該調査の依頼と併せて、標準の様式の活用方法に関する留意事項(項目を加除修正する場合には当該様式の枠を修正せず、備考欄以降に必要な項目を追加したり、不要項目を明示したりすべきこと等)を示すとともに、改めて「電子入力対応様式を用いた運用」や「標準の様式の活用」を自治体に依頼する。 ③さらに、当該調査の結果や行政手続部会での審議内容等を踏まえて、標準の様式の見直しを含め必要な対応を検討してまいりたい。</p> <hr/> <p>【4】再依頼事項に対する回答(今回報告) <u>上記回答①及び②については、別添の事務連絡及び調査票のとおり、昨年12月13日に、現在の活用状況や今後の活用予定等に関する調査を依頼するとともに、標準の様式の活用方法に関する留意事項を示しつつ、改めて「電子入力対応様式を用いた運用」や「標準の様式の活用」を依頼した。</u> <u>当該調査については、現在、回答集計中である。</u> <u>上記回答③については、本年3月までの基本計画の改定の中で、標準の様式の見直しを含む必要な対応に係る方針に関する記載内容を検討してまいりたい。</u></p>
<p>2</p> <p>【1】9/19の第2検討チームにおける指摘事項 行政上の文書については、私人間の権利関係のような厳格な証明は不要である(本件においても法人の印鑑証明書を求めているものではない)と考えられるため、就労証明書への社印等の押印を省略すべきである。</p> <hr/> <p>【3】再依頼事項 押印の省略については、第4回行政手続部会(平成29年11月20日)における「本人確認手続の簡素化に関する方向性について(中間整理)」も踏まえて再検討いただいた上で、標準の様式において社印等の省略を行う方向で、2018年3月までに基本計画の改定をお願いします。</p>	<p>内閣府 厚生労働省</p>	<p>【2】左記指摘に対する回答(11/30の第2検討チームにて報告) 待機児童問題がある中で、社印等の押印を省略した場合、就労証明書の偽造が誘発され、そのような社会的信頼性に欠ける就労証明書を用いて支給認定や利用調整の手続を行うことはできないとの自治体の意見もあるため、かえって標準の様式の普及を妨げるおそれがある。このため、現時点において、社印等の押印を省略することは困難である。</p> <hr/> <p>【4】再依頼事項に対する回答(今回報告) <u>国とその管轄する特定の企業との間の1対1の手続とは異なり、自治体、多数の企業・保護者という3主体間の手続であるという課題がある中で、「本人確認手続の簡素化に関する方向性について(中間整理)」も踏まえ、それらの主体間のオンライン手続において就労証明書の信頼性が担保できる場合に社印等の押印を省略できるようにすることを検討してまいりたい。</u></p>

指摘事項	回答省庁	指摘事項に対する回答
3	<p>【1】9/19の第2検討チームにおける指摘事項 内閣府の基本計画のコスト計測について、現状の作業時間は、本年の医療・介護・保育WGにおいて、事業者が提出した作業時間を用いている一方で、削減効果については、事業者による試算値(62%の削減)から大きく下がっている(23%の削減)。事業者に標準様式を示してヒアリングをした上で、内閣府による具体的な試算方法やその相違が生じた具体的な要因について、示されたい。</p>	<p>【2】左記指摘に対する回答(11/30の第2検討チームにて報告) 基本計画に記載のある現状の作業時間については、事業者(NTTデータ)が作成した作業時間を用いた。</p> <p>改善後の作業時間については、事業者は、手書き及び手入力を排除し、人事給与システムより帳票を半自動出力化することを前提としているが、全ての企業が現時点でそのような対応を取ることは困難であると考えられることから、内閣府としては、より確実かつ現実的に削減が見込まれるものを前提とした。</p> <p>具体的には、一定の標準化をしたことにより、作成時間については約3割減(事業者は約8割減)、元々手作業が残っているチェック・押印・郵送時間については、チェック部分での短縮により約1.5割減(事業者は約4割減)としている。</p> <p>なお、標準的様式を事業者に示して上記の前提の違いについて確認をした。</p>
3	<p>【3】再依頼事項 「事業者は、手書き及び手入力を排除し、人事給与システムより帳票を半自動出力化することを前提としているが、全ての企業が現時点でそのような対応を取ることは困難である」とのことであるが、半自動出力化できる企業の削減率とこの対応ができない企業の削減率をそれぞれ示した上で、作成時間については約3割減(事業者は約8割減)、チェック・押印・郵送時間について約1.5割減(事業者は約4割減)と大幅に削減率が低下する根拠を詳細に示してください。</p>	<p>【4】再依頼事項に対する回答(今回報告) <u>NTTデータの資料においても、62%の削減効果は「300名以上の従業員数の会社に人事給与システム(勤怠連携)が導入されていると想定」して試算されているものであり、将来の理想的な姿であることについては理解している。</u></p> <p><u>内閣府の基本計画では、「行政手続部会取りまとめ」(平成29年3月29日)において、平成29年度～平成31年度の取組期間における目標を設定することとされているため、企業の人事給与システムや各自治体と企業や保護者の間のオンライン手続が導入されていない場合を想定して削減効果を算出したものである。</u></p> <p><u>今後、企業の人事給与システムや自治体のオンライン手続の導入といった条件整備を図りつつ、基本計画の目標の見直しについても検討してまいりたい。</u></p>

事 務 連 絡
平成 29 年 12 月 13 日

各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣官房情報通信技術（I T）総合戦略室
内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
厚生労働省子ども家庭局保育課

**就労証明書の標準的様式の活用状況及び電子入力への対応状況に関する調査
並びに標準的様式の活用にあたっての留意事項について（依頼）**

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

先般、「保育の必要性の認定の際に用いる就労を証明する書類の様式について（依頼）」（平成 29 年 3 月 31 日事務連絡）により、申請者勤務先の人事担当者による就労を証明する書類（以下「就労証明書」という。）作成に係る業務負担の軽減のため、各市区町村において、電子入力に対応した就労証明書の様式の作成等について御検討及び御対応をお願いしたところであり、重ねてお願いいたします。

さらに、「保育の必要性の認定の際に用いる就労証明書の標準的様式について（照会）」（平成 29 年 4 月 24 日事務連絡）により、就労証明書に必要な項目を絞り込み、かつ、用語の定義を統一した標準的様式案をお示し、各市区町村から御意見を頂きました。

その上で、「保育の必要性の認定の際に用いる就労証明書の標準的様式について」（平成 29 年 8 月 8 日府子本第 559 号／子保発 0808 第 1 号）により、就労証明書の標準的様式をお示しし、できる限り御活用いただくようお願いしたところであり、重ねてお願いいたします。

また、当該通知文において、標準的様式の活用状況を把握するためのフォローアップ調査の実施を考えている旨お伝えしておりました。

この度、下記 1. 及び別添調査票のとおり、標準的様式の活用状況及び電子入力への対応状況に関する調査を実施することとしましたので、貴管内の市区町村に照会の上、平成 30 年 1 月 19 日（金）までに御提出いただくようお願い申し上げます。

あわせて、規制改革推進会議行政手続部会における議論等を踏まえ、企業等及び市区町村の更なる業務負担軽減を図るべく、標準的様式の活用にあたっての留意事項を下記 2. のとおりお示ししますので、貴管内の市区町村に御周知いただくようお願い申し上げます。

記

1. 標準的様式の活用状況及び電子入力への対応状況に関する調査について

(1) 提出方法

貴都道府県において、貴管内の市区町村（政令指定都市、中核市及び特別区を含む。）に照会していただき、別添調査票の別紙1に自動入力された各市区町村の回答を別紙2に転記して取りまとめの上、御提出ください。

(2) 提出期限及び提出先

提出期限：1月19日（金）18時

提出先：内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
(kodomokosodate2@cao.go.jp)

2. 標準的様式活用に当たっての留意事項について

今後、企業等が標準的様式を元に自動入力等のシステム化を行うことにより、就労証明書作成に係る業務負担の更なる軽減を図ることが想定されます。

そのため、自治体の事情により標準的様式の項目を加除修正する場合においては、標準的様式の1から15までの項目を変更しないようにすることが求められるため、加除修正の方法については、以下のとおりとしていただくようお願いいたします。

(1) 項目を修正・削除する場合

修正・削除対象項目が記載されているエクセルの行を修正・削除するのではなく、当該項目の欄を黒塗りにするとともに、修正後の項目は、備考欄以降に行を追加して記入する。

修正・削除項目の欄を黒塗り	10	就労時間 (変則就労の場合)	月間※4	時間	分						
	11	就労実績	[黒塗り]								
	12	産前・産後休業の取得	取得中※5	平成	年	月	日	～	平成	年	月
⋮											
修正後の項目の行を追加	15	備考欄									
	16	新規項目									

(2) 項目を追加する場合

1から15の項目の間に行を追加するのではなく、修正・削除する場合と同様、備考欄以降に行を追加して記入する。

以上

<問合せ先>

【標準的様式に関する問合せ】

内閣府子ども・子育て本部 松川、櫻井

TEL:03-6257-1465 (直通)

【電子入力対応に関する問合せ】

内閣官房 IT 総合戦略室 川崎、土屋

TEL:03-6205-4196 (直通)

就労証明書の標準的様式の活用状況及び電子入力への対応状況に関する調査 【調査票】

○回答要領

>市区町村の担当者様

- ・黄色セルに回答を記入してください。
- ・選択式の問については、直接入力せず、回答をプルダウンリストから選択してください。
- ・「記入不要」と表示されたセルには入力しないでください。
- ・行や列を追加又は削除しないでください。

>都道府県の担当者様

- ・市区町村の回答が別紙1に自動で入力されますので、各市町村の回答を別紙2に転記して提出してください。

○問合せ先

【標準的様式に関する問合せ】

内閣府子ども・子育て本部 松川、櫻井
TEL:03-6257-1465(直通)

【電子入力対応に関する問合せ】

内閣官房IT総合戦略室 川崎、土屋
TEL:03-6205-4196(直通)

■ 貴市区町村の所在する都道府県名を選択し、市区町村名、担当部署名及び連絡先を記入してください。

①都道府県名

②市区町村名

③担当部署名

④連絡先(直通電話番号、半角)

	〇〇部〇〇課〇〇係
	000-000-0000

<標準的様式の活用状況について> (別添1 平成29年8月8日付け通知 参照)

問1 平成29年8月に提示した標準的様式を、平成30年4月入所分から活用(※)していますか。

※標準的様式を元に項目及びその定義を加除修正した場合を含む。

①活用している

②活用していない

--

問2-1 問1で「①活用している」を選択した場合、活用に当たって標準的様式のうち削除又は修正した項目があれば、以下に「○」を記入してください。その際、修正した項目については、修正内容を簡単に記入してください。

	削除	修正	修正内容(例:定義を「～」に修正)
1 業種			
2 就労者氏名			
3 就労者住所			
4 雇用(予定)期間			
5 勤務先事業所名			
6 勤務先住所			
7 勤務先電話番号			
8 雇用の形態			
9 就労時間(固定就労)			
10 就労時間(変則就労)			
11 就労実績			
12 産前・産後休業の取得			
13 育児休業の取得			
14 復職年月日			
15 備考欄			

問2-2 問1で「①活用している」を選択した場合、活用に当たって標準的様式に追加した項目があれば、その項目名及び内容を簡単に記入してください。

項目名

内容

問3-1 問1で「②活用していない」を選択した場合、標準的様式の活用予定を選択してください。

- ①平成30年度(5月以降)入所分から活用予定
- ②平成31年度入所分から活用予定
- ③活用するか検討中
- ④活用する予定はない

問3-2 問3-1で「③活用するか検討中」又は「④活用する予定はない」を選択した場合、その理由について、以下で当てはまるもの全てに「○」を記入してください。(複数回答可)

- ①従来の様式を変更することの事務負担が大きい
- ②保護者や企業への説明がしづらい
- ③本自治体の必要な項目を網羅できない
- ④活用するかどうかの検討に十分な時間が必要
- ⑤その他

「⑤その他」を選択した場合、具体的な理由を記入してください。

記入不要

<電子入力への対応状況について> (別添2 平成29年3月31日事務連絡 参照)

問4 平成30年4月入所分の就労証明書の様式について、ワードファイル又はエクセルファイルでHPやマイナポータルの子育てワンストップサービス(ぴったりサービス)でダウンロードできるようにするなど、電子入力に対応していますか。

- ①対応している
- ②対応していない

問5-1 問4で「①対応している」を選択した場合、マイナポータルの子育てワンストップサービス(ぴったりサービス)に電子入力対応様式を登録していますか。

- ①登録している
- ②登録していない(HP等で電子入力に対応している)

問5-2 問4で「②対応していない」を選択した場合、電子入力への対応予定を選択してください。

- ①平成30年度(5月以降)入所分から対応予定
- ②平成31年度入所分から対応予定
- ③対応するか検討中
- ④対応する予定はない

問5-3 問5-2で「③対応するか検討中」又は「④対応する予定はない」を選択した場合、具体的な理由を記入してください。

<自由記入欄>

問6 標準的様式の活用又は電子入力への対応について、活用・対応して良かった点、活用・対応に苦慮した点など、特段の御意見・御要望がございましたら、御自由に記入願います。(任意回答)

府 子 本 第 559 号
子 保 発 0808 第 1 号
平 成 29 年 8 月 8 日

各都道府県
子ども・子育て支援新制度担当部局長

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
(公 印 省 略)
厚生労働省子ども家庭局保育課長
(公 印 省 略)

保育の必要性の認定の際に用いる就労証明書の標準的様式について

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先般、「保育の必要性の認定の際に用いる就労を証明する書類の様式について(依頼)」(平成29年3月31日事務連絡)により、申請者勤務先の人事担当者による就労を証明する書類(以下「就労証明書」という。)記載作業の負荷軽減のため、各市区町村において、電子入力に対応した就労証明書の様式の作成に係る御検討のお願いをさせていただきました。

また、併せて、「保育の必要性の認定の際に用いる就労証明書の標準的様式について(照会)」(平成29年4月24日事務連絡)により、就労証明書に必要な項目を絞り込み、かつ、用語の定義を統一した標準的様式案をお示しした上で、各市区町村から御意見をいただいたところです。

このたび、各市区町村からいただいた御意見を踏まえて、就労証明書の標準様式の見直しを行い、別添のとおり取りまとめました。

つきましては、貴管内の市区町村に下記のとおり御周知いただくようお願い申し上げます。

記

1. 様式記載項目の標準化について

(1) 就労証明書の標準的様式

各市区町村の御意見を参考にさせていただき、別添1「就労証明書の標準的様式」（以下「標準的様式」という。）のとおり取りまとめました。

今回お示した標準的様式により、全ての市区町村の状況を網羅できるわけではありませんが、企業において、記載内容の異なる複数種類の就労証明書を、限られた期間内に手作業で大量に作成する必要があり、人事担当者の負荷や体制整備に係るコスト等が深刻な問題となっている背景を踏まえ、できる限り御活用いただくようお願いします。

支給認定及び利用調整の事務手続きについて、各市区町村における独自の運用がありますので、項目の必要性和企業の負担を十分に精査した上で、標準的様式の項目を加除修正することは、差し支えありませんが、精査した理由等について、企業から求められた場合は、御対応いただくよう、お願いします。

なお、標準的様式は電子的に編集可能な形で提供しておりますが、手書き用の様式として使用いただくことも想定しています。各市町村におかれましては、その点を踏まえて運用いただくよう併せてお願いします。

(2) 記入要領

標準的様式に沿って、別添2「記入要領」を作成しましたので、様式と併せて御活用ください。

(3) 意見概要

先般の調査において各市区町村からいただいた意見とそれに対する回答について、別添3「意見概要」にまとめましたので、御参照ください。

(4) その他

本証明書をもって、休業証明書や復職証明書等の他の証明書類と兼ねていただくなど、できる限りの活用をお願いします。また、マイナポータルの子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）において既存の就労証明書を登録している場合は、登録様式の変更を行っていただくよう併せてお願いします。

2. フォローアップ調査の実施について

今回の就労証明書に係る様式の簡素化については、規制改革の一環として進めているため、国として標準的様式の活用状況を把握するためのフォローアップ調査の実施を考えています。

そのため、各市町村におかれましては、活用状況及び項目を加除修正した場合の理由等、管内の状況を把握していただき、フォローアップ調査実施の際には、御協力をお願いします。

(問い合わせ先)

内閣府子ども・子育て本部 長田、櫻井

TEL:03-6257-1465 (直通)

就労証明書

殿

証明日	平成	年	月	日
事業所名				
代表者名	⑩			
所在地				
電話番号				
記入者名				
記入者連絡先				

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

No.	項目	記入欄						
勤務先事業者に関する事項								
1	業種	農業, 林業 ※1 ()						
就労者に関する事項								
2	ふりがな							
	就労者氏名							
3	就労者住所							
就労状態等に関する事項								
4	雇用(予定)期間	無期 ※2 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日						
5	勤務先事業所名							
6	勤務先住所							
7	勤務先電話番号							
8	雇用の形態	自営業 ※3 ()						
9	就労時間 (固定就労の場合)	<input type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝祭日	合計時間	時間	分			
		平日	時	分	~		時	分
		土曜	時	分	~		時	分
		日曜	時	分	~		時	分
10	就労時間 (変則就労の場合)	月間 ※4	時間	分				
11	就労実績	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月				
		日/月	日/月	日/月				
12	産前・産後休業の取得	取得中 ※5	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					
13	育児休業の取得 (予定期間)	取得予定 ※5	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					
		短縮可能時期	平成 年 月 日	延長可能時期	平成 年 月 日			
14	復職年月日	平成 年 月 日						
その他								
15	備考欄							

※1~6はプルダウンリストから該当するものを選択すること。

保護者記入欄

児童名	生年月日	年	月	日	保育園 <input type="checkbox"/> 利用中 <input checked="" type="checkbox"/> 申込中(第一希望)
児童名	生年月日	年	月	日	保育園 <input type="checkbox"/> 利用中 <input checked="" type="checkbox"/> 申込中(第一希望)
児童名	生年月日	年	月	日	保育園 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)

事務連絡
平成 29 年 3 月 31 日

各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣官房情報通信技術 (I T) 総合戦略室
内閣府子ども・子育て本部参事官 (子ども・子育て支援担当)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

保育の必要性の認定の際に用いる就労を証明する書類の様式について
(依頼)

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

子ども・子育て支援新制度においては、子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号) 等の規定に基づき、保育の実施主体である市区町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき保育の必要性を認定した上で教育・保育給付を支給することとされています。保育の必要性の認定に当たっては、保育の必要性に係る事由の一つである「保護者の就労」の事実確認のため、就労を証明する書類 (以下「就労証明書」という。) の提出を求めています。

就労証明書については、各市区町村において、地域の事情や教育・保育ニーズを踏まえた様式を作成し、運用していただいておりますが、市区町村ごとに様式や用語の定義が異なることや、手書きでの作成が求められていること等から、就労証明書の作成を行う申請者勤務先の人事担当者にとって大きな負荷となっているとの声や、作成に当たっての企業等から市区町村への問い合わせが頻回に発生し、結果的に市区町村の負担増にもつながっているとの声をいただいているところです。

特に、多くの従業員や支社を抱える大企業等においては、記載内容の異なる複数種類の就労証明書を、限られた期間内に手作業で大量に作成する必要があり、人事担当者の負荷や体制整備に係るコスト等が深刻な問題となっているとの指摘もあります。

これを受け、企業等及び市区町村の業務負担軽減を図るべく、就労証明書の電子入力対応様式の導入を推進するとともに、参考となる標準的な様式を提供することといたしました。

については、貴管内の市区町村に下記のとおり御周知いただくようお願い申し上げます。

記

1. 電子入力対応様式の作成について

申請者勤務先の人事担当者による就労証明書記載作業の負荷軽減のため、各市区町村において、電子入力に対応した就労証明書の様式を作成の上、市区町村HPにおいて自由にダウンロードできるよう公表いただくなど、当該様式を用いた申請が可能となるよう、運用面での御検討をお願いいたします。

その際、利用者の混乱を避ける観点から、現在用いている様式についても、電子入力対応様式に合わせて記載項目や項目の定義を見直すことを御検討ください。

(1) 様式作成作業

PDF等の電子入力に対応しない様式を提供されている市区町村におかれては、電子入力が容易なファイル形式に切り替えるなどの対応をお願いいたします。その際、手書きでの作成を引き続き希望する記入者が一定数存在することも想定し、電子入力、手書きの両方に適した様式とするよう御留意ください。

このため、現在、各市区町村の就労証明書の様式で記載が求められている項目(※)をもとに、電子的な入力が可能な「就労証明書_電子入力対応様式案」(別紙1)を作成いたしました。本様式案の中から各市区町村で記載を求める項目のみを抽出いただく等、電子入力に対応した様式の作成に御活用ください。

なお、今回の電子入力対応様式については、市区町村担当者及び申請者勤務先の記入者の業務負担軽減を目的とするものであって、その趣旨・目的を十分に御理解いただいたうえで、現在各市区町村で用いている様式より記載項目を増やすことのないようお願いいたします。さらに、必要に応じて、現在用いている様式も併せて見直し、下記2の標準的様式案の提示を待たずして、様式の簡素化を積極的に御検討ください。

(※) 平成28年夏に実施した「子育てワンストップサービスに係るアンケート調査」の集計結果等をもとに抽出

(2) 対応時期

申請者勤務先の人事担当者における負担軽減の観点から、可能な限り、平成30年4月の保育所入所に向けた申請が集中する平成29年秋頃から電子入力対応様式を用いた運用を開始できるよう、御検討及び御対応をお願いいたします。

平成29年秋頃の申請に間に合わせる事が難しい市区町村におかれましても、可能な限り迅速に電子入力対応様式の作成に着手いただき、順次、当該様式を用いた運用の開始いただくようお願いいたします。

2. 様式記載項目の標準化について

各市区町村が現在用いている就労証明書の様式を適宜見直し、様式の標準化・簡素化を目指すことが可能となるよう、就労証明書について標準的様式案を提示することを検討しております。

今後、標準的様式案の策定や、それに沿った様式項目の見直し等について、順次御協力のお願いをさせていただきますので、御承知おきください。

(問い合わせ先)

【電子入力対応様式の作成に係る問い合わせ】

内閣官房 IT 総合戦略室 田崎、土屋

TEL:03-6205-4138 (直通)

【様式記載項目の標準化に係る問い合わせ】

内閣府子ども・子育て本部 長田、橋本

TEL:03-6257-1465 (直通)

以上